

# 議 員 提 案

令和3年6月定例会

## 目 次

| 番 号     | 件 名             | 頁 |
|---------|-----------------|---|
| 議員提案第3号 | 寝屋川市議会会議規則の一部改正 | 1 |

議員提案第3号

## 寝屋川市議会会議規則の一部改正

寝屋川市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和3年7月5日提出

寝屋川市議会議員

|   |   |    |
|---|---|----|
| 馬 | 場 | 才  |
| 村 | 上 | 順一 |
| 中 | 川 | 健  |
| 金 | 子 | 英生 |

寝屋川市議会会議規則の一部を改正する規則

寝屋川市議会会議規則（昭和 41 年寝屋川市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「、遅刻又は早退」を削り、同条中「欠席、遅刻又は早退するときは」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第 83 条の見出し中「、遅刻又は早退」を削り、同条中「欠席、遅刻又は早退するときは」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第 131 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名。以下同じ。）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「請願」を「前 2 項の請願」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。